

受付年月日	2. 11. 13	付託委員会	建設公営企業
提出者	●●●●●●●●●● ●● ●●● ●●		
提出者からの説明希望の有無			<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
件名と要旨			
<p>(件名) <u>自転車にやさしいまちづくりについて</u></p> <p>(要旨)</p> <p>まちづくり旭川市民会議は、1998年の結成以来、まちづくりをテーマに様々な活動を重ね、その一環として「自転車にやさしいまちづくり」を目指してきた。この件に関して種々の調査や旭川市の担当者との意見交換を経て、2011年11月17日、市長に提言を行った。提言の主な内容は以下のとおりである。</p> <p>地球温暖化が深刻化する今、ライフスタイルの改善が求められ、その一つとして車社会からの脱却と自転車の利用拡大が推奨されるべきであるという考えは、近年の西欧諸都市の道路・交通政策にも見られるように世界的共通認識になっている。この考えは特に「人間都市」旭川の特色を生かす施策としても有効であり、「自転車にやさしいまちづくり」は、中心市街地の活性化、河川敷のサイクリングロードと併せて「自転車で回れるまち、旭川」という観光への訴求効果も期待できる。</p> <p>しかし、旭川市の現状を見ると、スムーズな自転車通行のための道路や法規の整備・普及は、日本の他市町村との比較においても後進地であり、自転車専用レーンの整備・歩道上の通行レーンの明示不足、駐輪場の未整備等多くの問題が存在している。</p> <p>実施可能な施策として次の5項目が挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車道上又は歩道上に自転車専用レーンを確保（歩道との境界線の明示）し、標識なども明確に設置する。 2 自転車専用レーンを街の中心部から郊外、河川敷のサイクリングロードまで連続させる。 3 買物公園など中心部に十分な駐輪場を確保する。 4 利用しやすいレンタサイクルを拡充する。 5 自転車利用者に対する自転車通行上の法規やマナーの教育・普及を徹底する。 <p>この提言は現時点において一層価値あるものとする。特に最近の状況から、新型コロナウイルスによる「新しい生活様式」に沿っても、今後このような施策に対する市民の需要の高まりも考えられるところである。なお、この提言について、市長は「出来るところから検討していきたい」と答えている。</p> <p style="text-align: right;">(裏面に続く)</p>			

また、2012年に国土交通省及び警察庁から「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が示され、これらの動きを受けて旭川市は2016年3月、「旭川市自転車ネットワーク計画」を策定した。この計画では広範な分野についての方策を明らかにし、「6 自転車通行空間整備の基本的な考え方」に関して、「(2) 自転車通行空間の整備形態」を法定外の「車道混在（矢羽根型路面標示）」を標準にしているが、道幅の広い北海道では、法定の「自転車専用通行帯」を増やすべきと考える。2019年4月に道路構造令が改正されたことは、活用の可能性が拡大したと言えるが、率直に言って、計画の実施は全体的に極めて遅滞していると言わざるを得ないものである。

「自転車にやさしいまちづくり」は旭川市・市議会・市民が協働して推進すべき事業であり、まちづくり旭川市民会議はこの事業の推進を願うとの立場から、次の事項について陳情する。

陳情事項

- 1 「自転車にやさしいまちづくり」を市政に的確に位置付け、「旭川市自転車ネットワーク計画」に係る取組を速やかに推進すること。
- 2 上記計画では法定外の「車道混在（矢羽根型路面標示）」を標準としているが、道幅の広い北海道では法定の「自転車専用通行帯」を標準とすること。
- 3 関係機関と協議の上、道幅の広い歩道に、自転車通行帯を設け、標識と路面上にピクトグラムを設置すること。（市道昭和通、クリスタル橋及び神楽3条通並びに道道98号及び氷点橋など）
- 4 関係機関と協議の上、サイクルツーリズムを推進するため、例えば、国道39号を起点に旭山動物園前まで自転車専用通行帯を整備する等の施策を実施すること。